



## 第 26 回市議会定例会（12 月）提出予定案件



令和 4 年 11 月 22 日  
総 務 部

## 第 26 回市議会定例会（12 月）提出予定案件



令和 4 年 11 月 22 日  
総 務 部

区 分	件 数	内 容	訳
<b>報 告</b>	1 件	・ 専決処分	1 件
<b>議 案</b>	30 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定住自立圏形成協定の変更</li> <li>・ 補正予算</li> <li>・ 条例案件</li> <li>・ 指定管理者の指定</li> <li>・ その他</li> </ul>	4 件 2 件 12 件 8 件 4 件
<b>諮 問</b>	1 件	・ 人権擁護委員候補者の推薦	
合 計	32 件		



報 告

1	専決処分について	訴えの提起について	都市建設部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専決処分年月日 令和 4 年 11 月 21 日</li> <li>・ 内 容 相手方に対し、市営住宅の明渡し、請求日の翌日から明渡し済みまでの損害金及び 滞納家賃とこれに対する年 3 分の割合による遅延損害金の各支払を求める。</li> <li>・ 相 手 方 市営住宅の入居者 2 人</li> </ul> <p style="text-align: right;">(地方自治法第 180 条)</p>			



議 案

1～4	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	総合政策部
<p>白老町、厚真町、安平町及びむかわ町との間において締結した定住自立圏形成協定を変更するため、議会の議決を求める。</p> <p>・ 変更内容</p> <p>(1) 消防指令業務の共同化による消防体制の強化に係る事業の追加</p> <p style="text-align: right;">(苫小牧市議会の議決事件に関する条例第 2 条)</p>		



**議案**

5・6	令和 4 年度苫小牧市各会計補正予算について	財政部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般会計（第 8 回）</li> <li>・市立病院事業会計（第 3 回）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（地方自治法第 218 条）</p>		



議 案

7	苫小牧市議会議員政治倫理条例の制定について	議 会



議 案

8 苫小牧市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

総務部

個人情報保護に関する法律の改正に鑑み、開示決定等の期限、開示請求に係る手数料その他の必要な事項を定める等のため、本条例を制定する。

・内 容

- (1) 個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成
- (2) 開示決定等の期限の設定
- (3) 開示請求に係る手数料等の設定
- (4) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問
- (5) 施行の状況の公表

・施 行 日 令和 5 年 4 月 1 日



**議 案**

9	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p>	総務部
<p>デジタル社会形成整備法の施行により、官民を通じた個人情報保護制度の見直しが行われたことに伴い、苫小牧市個人情報保護条例を廃止する等のため、本条例を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容</li> <li>(1) 本市の個人情報保護制度に個人情報の保護に関する法律が適用されるようになったことに伴う、個人情報保護条例の廃止及び情報公開条例の不開示情報に係る表現の整理</li> <li>(2) 審査請求の調査審議手続に行政不服審査法が適用されるようになったことに伴う規定の整理</li> <li>(3) その他の規定の整理</li> <li>・ 改廃条例</li> <li>(1) 苫小牧市個人情報保護条例（廃止）</li> <li>(2) 苫小牧市情報公開条例（改正）</li> <li>(3) 苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例（改正）</li> <li>・ 施 行 日 令和 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		





議 案

10	苫小牧市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	議 会



**議 案**

11 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

総務部

国家公務員の給与改定に準じ、特別職の職員に支給する期末手当を引き上げるとともに、一般職の職員の給料月額の変更及び勤勉手当の支給割合の引上げを行うため、関係規定を整備する。

・改正内容

(1) 特別職の職員の期末手当の支給割合の引上げ

(単位：月)

	6月	12月
(現行)	2.15	2.15
ア 令和4年12月支給割合の引上げ	2.15	2.25
イ 令和5年度以降の支給割合の配分変更	2.2	2.2



- (2) 一般職の職員の給料月額の改定  
行政職、医療職、医療看護職及び特定任期付職員給料表の改定  
主として初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- (3) 一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引上げ

(単位：月)

	再任用以外の職員		再任用職員	
	6月	12月	6月	12月
(現行)	0.725	0.725	0.45	0.45
ア 令和 4 年 12 月支給割合の引上げ	0.725	0.825	0.45	0.5
イ 令和 5 年度以降の支給割合の配分変更	0.775	0.775	0.475	0.475

・改正条例

- (1) 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例
- (2) 苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例
- (3) 苫小牧市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

・施行日 公布の日（改正内容(1)イ及び(3)イは令和 5 年 4 月 1 日）



**議 案**

12	苫小牧市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務部
<p>看護師等に対する処遇改善として業務手当を引き上げる等のため、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務手当の引上げ               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 保健師、助産師、看護師及び准看護師 6,000 円/月</li> <li>イ ア以外の職員で病院事業に従事する特定の職員 5,000 円/月</li> </ul> </li> <li>(2) その他の規定の整理</li> </ul> </li> <li>・ 施 行 日 公布の日</li> </ul>		



議 案

13 苫小牧市税条例の一部改正について

市民生活部

国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、関係規定を整備する。

・改正内容

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

課 税 区 分	基礎分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
現 行	63 万円	19 万円	17 万円
令和 5 年度	65 万円	20 万円	17 万円

・施 行 日 令和 5 年 4 月 1 日



**議 案**

14	苫小牧市手数料条例の一部改正について	都市建設部
<p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に鑑み、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料を改定する等のため、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に係る手数料の改定               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 共同住宅等の住戸に対する認定に係る手数料の廃止</li> <li>イ 複合建築物のうち住宅部分に限った認定に係る手数料の新設</li> </ul> </li> <li>(2) その他の規定の整理</li> </ul> </li> <li>・ 施 行 日 公布の日</li> </ul>		



**議 案**

15	<p>義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p>	教育部
<p>義務教育学校の設置に伴い、関係条例の整備をするため、本条例を制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内 容           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 義務教育学校の設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 名称 苫小牧市立植苗小中学校</li> <li>イ 位置 苫小牧市字植苗 50 番地</li> </ul> </li> <li>(2) その他の規定の整理</li> </ul> </li> <li>・改正条例           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 苫小牧市母子家庭等児童入学援助金支給条例</li> <li>(2) 苫小牧市立小中学校設置条例</li> <li>(3) 苫小牧市放課後児童クラブ条例</li> </ul> </li> <li>・施 行 日 令和 5 年 4 月 1 日</li> </ul>		



議 案

16	苫小牧市テクノセンター条例の一部改正について	産業経済部
<p>機器の更新に伴い、使用料及び手数料の額を改定する等のため、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用料の改定 微小硬度計 1 台につき 1,200 円（現行 1,000 円）</li> <li>(2) 手数料の改定 微小硬さ測定 1 件につき 3,800 円（現行 3,700 円）</li> <li>(3) その他の規定の整理</li> </ul> </li> <li>・ 施 行 日 令和 5 年 1 月 1 日</li> </ul>		





**議 案**

17	苫小牧市公設地方卸売市場条例及び苫小牧市公設地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正について	産業経済部
<p>公設地方卸売市場花き部の民間移譲に伴い、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 花き売り場の使用料に係る規定の削除</li> <li>(2) その他の規定の整理</li> </ul> </li> <li>・ 施 行 日 令和 5 年 1 月 1 日</li> </ul>		



**議 案**

18	苫小牧市屋内ゲートボール場条例の一部改正について	総合政策部
<p>屋内ゲートボール場について、その設置目的を変更し、新たにスポーツセンターとして設置するため、関係規定を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 名称の変更 屋内ゲートボール場 → 矢代スポーツセンター</li> <li>(2) 使用料の見直し</li> <li>(3) その他の規定の整理</li> </ul> </li> <li>・ 施 行 日 令和 5 年 1 月 1 日</li> </ul>		



**議 案**

19・20	土地の譲渡について	財政部
-------	-----------	-----

市有地を譲渡することについて、議会の議決を求める。

・譲渡する土地

	所 在	地 目	面 積 (㎡)
(1)	苫小牧市字沼ノ端 18 番 132	原 野	10,000.01
(2)	” 18 番 134	”	25,897.07

・譲渡の方法 売払い

・譲渡予定価格 (1) 26,000,100 円 (2) 54,328,157 円

・相手方 (1) 千田 明 (2) 大雄陸運株式会社

(地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号・苫小牧市財産条例第 2 条)



**議 案**

21・22	消防指令業務に係る事務の受託に関する協議について	消防本部
<p>消防指令業務に係る事務を白老町及び胆振東部消防組合から受託することについて協議するため、議会の議決を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内 容             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 委託事務の範囲 消防指令業務に関する事務</li> <li>(2) 管理及び執行の方法 本市の条例、規則その他の規程に定める</li> <li>(3) 経費の負担及び予算の執行 経費については本市の請求に基づき、白老町及び胆振東部消防組合が負担し、予算については本市の歳入歳出予算において計上</li> <li>(4) 決算の措置 本市が決算の要領を公表したときに、本市から白老町及び胆振東部消防組合に通知</li> <li>(5) 連絡会議の設置</li> <li>(6) その他</li> </ol> </li> </ul> <p style="text-align: right;">(地方自治法第 252 条の 14)</p>		



**議 案**

23～30	指定管理者の指定について	市民生活部外 4 部
-------	--------------	------------

本市の公の施設を管理する指定管理者の指定をするため、議会の議決を求める。

- ・ 議決事項
  - (1) 指定管理者に管理を行わせる施設
  - (2) 指定管理者に指定する法人等
  - (3) 指定の期間
- ・ 指定をする施設  
交通安全センター外 7 施設

(地方自治法第 244 条の 2)



**諮 問**

1	人権擁護委員候補者の推薦について	総務部
<p>次の人権擁護委員が任期満了となるため、後任者の推薦について、議会の意見を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員 高橋裕美、大村千佳、西尾一夫</li> <li>・ 任期 令和 5 年 3 月 31 日任期満了（任期 3 年）</li> </ul> <p style="text-align: right;">（人権擁護委員法第 6 条）</p>		